

「学びの変革」の実現に向けた組織改正について

令和3年3月
広島県教育委員会

1 基本的な考え方

「広島で学んで良かったと思える日本一の教育県の実現」に向けて、「学びの変革」を着実に推進するための組織づくりを行うことを基本として、教育を取り巻く諸課題に真正面から取り組む実効性の高い組織体制の構築を図る

2 教育を取り巻く情勢の変化（「広島県教育に関する大綱」抜粋）

(1) AI/IoT, 5Gなど急速に進むデジタル技術への対応

- デジタル技術の活用により, 学びにおける時間・距離による制約の緩和, 個々の児童生徒の興味・関心, 学習進度や能力に応じた効果的な学びや支援が容易となるなど, 学び方の選択肢が増えていくことが期待できる

(2) 子供の多様性への対応

- 特定分野に特異な才能を持つ児童生徒や, 不登校等の理由によって他の児童生徒と共に学習することが困難な児童生徒, 発達障害の可能性のある児童生徒など, 学校には多様な個性や特性を持った児童生徒が在籍しており, 一斉指導を前提とするカリキュラムだけでは, 全ての児童生徒が主体的に学ぶことが難しい場合がある

(3) 全国的に進む「主体的な学び」を促す教育活動

- 新学習指導要領では, 「主体的・対話的で深い学び」の視点から, 「何を学ぶか」だけでなく, 「どのように学ぶか」も重視した授業改善やカリキュラム・マネジメントの確立が求められており, 全国的に「主体的な学び」を促す教育活動が展開され始めている

3 教育に関する取組の方向等（「広島県教育に関する大綱」抜粋）

(1) 「主体的な学び」を促す教育活動の推進による、これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

- AI/IoTや5G等のデジタル技術の進展・高度化をはじめ、社会環境や国際情勢等の急速かつダイナミックな変化にも柔軟に対応し、活躍できる人材を育成していくことが一層重要であり、そのためには、社会情勢の変化を踏まえながら、「学びの変革」を更に加速させていくことが必要
- あらゆる教育活動において日常的にデジタル機器等を活用する環境を整え、児童生徒が自ら課題を見付け、各教科で習得した知識・スキルを活用し、異なる価値観を持つ人々と協働して、答えの無い問題から「最善解」を創造する「課題発見・解決学習」をはじめとした、児童生徒の「主体的な学び」を促す教育活動の一層の充実を図る

(2) 一人一人の多様な個性・能力を更に生かし、他者と協働しながら新たな価値を創造していくことができる力の育成

- 児童生徒一人一人の学習進度や能力、関心等に応じて、多様な学びの選択肢を提供することで、児童生徒が基盤的な学力の習得を含め、主体的に学び続けることができるよう「個別最適な学び」を更に推進していく
- デジタル技術の効果的な活用等による児童生徒一人一人の学習定着度等に応じたきめ細かい指導の充実など、児童生徒が個性や特性に応じて、自信や意欲を持って苦手なことや新しいことに挑戦できるようにしていく

(3) 教職員の力を最大限に発揮できる環境の整備

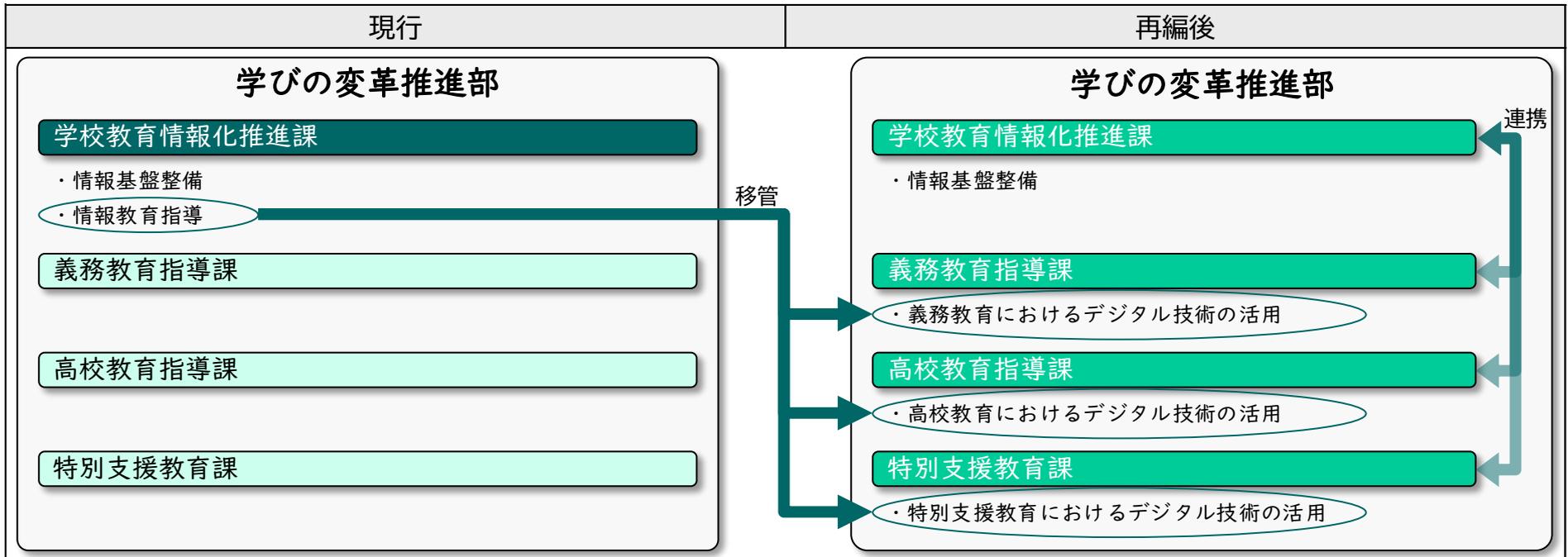
- 主体的・対話的で深い学びを促すために必要な本質的な問いを設定する力やファシリテートする力、教育活動全体をデザインする力、デジタル技術を活用した授業スキルなどを全ての教員が身に付けていくことが重要であり、教員の資質・能力や専門性の向上に向けた取組を着実に進めていく

4 組織改正の概要

(1) デジタル技術を活用した学校教育の推進

～ デジタル技術を活用した「主体的・対話的で深い学び」, 「個別最適な学び」を強力に推進 ～

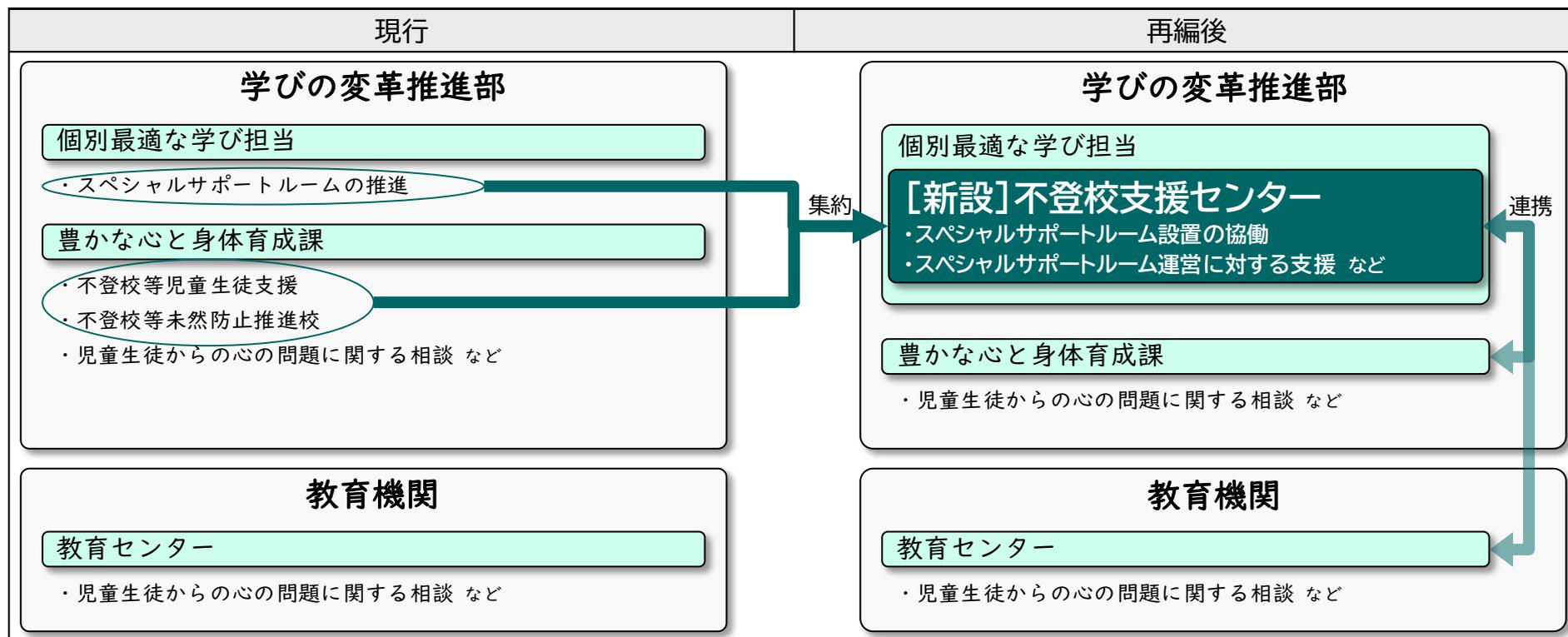
- 県立学校における児童生徒1人1台PC端末の整備に一定の見通しが立ったことや、義務教育, 高校教育, 特別支援教育それぞれに応じたデジタル技術活用指導力の強化などを進める段階にあることから、「学校教育情報化推進課」で所掌していた「情報教育指導」について、義務教育指導課, 高校教育指導課, 特別支援教育課に分掌移管
 - 義務教育, 高校教育, 特別支援教育それぞれに応じたデジタル技術活用指導力の強化や, デジタル技術を活用したカリキュラム開発・実践などを通じて, 「主体的・対話的で深い学び」, 「個別最適な学び」を強力に推進



(2) 不登校支援センターの設置

～ 市町立小中学校におけるスペシャルサポートルームの設置・運営などを強かに支援 ～

- 「個別最適な学び担当」内に、スペシャルサポートルームの推進、不登校未然防止推進校など、不登校児童生徒に対する支援を一元的に担う「不登校支援センター」を設置
 - 県教委が市町立小中学校を訪問し、スペシャルサポートルームの設置・運営を直接的に支援することなどを通じて、主体的に学び続けることができる機会を確保



(3) 教育指導の活性化

～ すべての指導主事が認識を共有して「学びの变革」推進に資する教育指導を行う仕組みを構築 ～

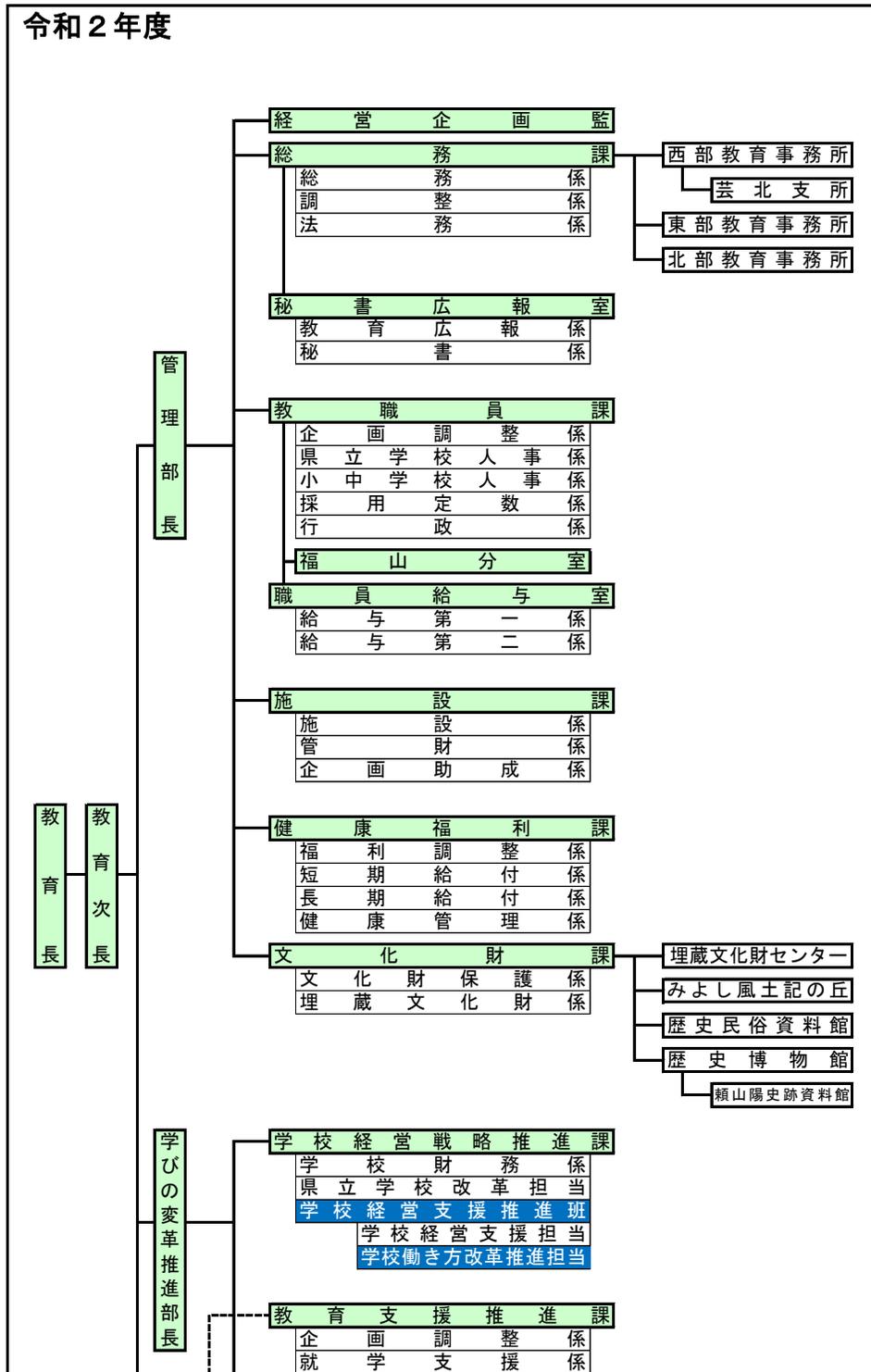
- 各教育事務所・支所のすべての指導主事を「義務教育指導課」に兼務発令し、週1日程度は「義務教育指導課」に勤務して、本庁各課及び学校現場の現状と課題、対処方針を共有
- 残りの勤務日は、各教育事務所・支所を拠点とし、学校を訪問して教育指導
 - すべての指導主事が情報を共有し、共通認識に立って、**各校の状況・特性を踏まえた指導**や、**教員の資質・能力や専門性の向上に向けた指導**など、「**学びの变革**」推進に資する教育指導を展開

5 男女共同参画の推進 (女性職員の配置状況)

区分	令和2年度		令和3年度	
	人数	比率	人数	比率
局長・部長級	1人 / 7人	14.3%	1人 / 7人	14.3%
課長級	5人 / 22人	22.7%	5人 / 22人	22.7%
室長・課長代理級	4人 / 42人	9.5%	6人 / 42人	14.3%
係長級	29人 / 71人	40.8%	29人 / 73人	39.7%
計	39人 / 142人	27.5%	41人 / 144人	28.5%

広島県教育委員会事務局組織体制

令和2年度



令和3年度

